第七章の二中第三十条の四の次に次の一条を加える。

（預貯金者等情報の管理）

第三十条の五　法第七十四条の十三の二（預貯金者等情報の管理）に規定する金融機関等は、預貯金者等情報（同条に規定する預貯金者等情報をいう。以下この条において同じ。）に関するデータベース（預貯金者等情報に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）における各預貯金等（法第七十四条の十三の二に規定する預貯金等をいう。）に係る電磁的記録（法第三十四条の六第三項（納付受託者の帳簿保存等の義務）に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）にその預貯金者等（法第七十四条の十三の二に規定する預貯金者等をいう。）の同条に規定する番号を記録しなければならない。

第三十二条の二第二項中「（法第三十四条の六第三項（納付受託者の帳簿保存等の義務）に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）」を削る。

第四十一条第一項中「交付」を「交付等」に改め、同項第一号中「源泉徴収による国税等」を「納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定」に改め、同項第二号中「及び第八号に掲げる日」を「から第十号までに定める日」に改め、同項第四号中「保全差押の金額の通知」を「保全差押え」に、「繰上保全差押」を「繰上請求」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第七条の三の改正規定、第二十七条の二第一項第二号の改正規定及び同条第二項第二号の改正規定　平成二十九年一月四日

二　目次の改正規定、第七章の二中第三十条の四の次に一条を加える改正規定及び第三十二条の二第二項の改正規定　個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日

（相続人の代表者の指定等に関する経過措置）

2　改正後の国税通則法施行令第四条第二項の規定は、この政令の施行の日以後に行われる国税通則法第十三条第一項の規定による届出について適用し、同日前に行われた同項の規定による届出については、なお従前の例による。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正）

3　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条中「書類」を「税務書類」に、「申告書等」を「単に「税務書類」に改める。

第三十九条第一項第一号及び第三項中「申告書等」を「税務書類」に改める。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

国税徴収法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百五十七号

国税徴収法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第三十八条及び第三十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第二次納税義務」に規定する」の下に「生計を一にする親族その他」を加え、「同族会社（これに類する法人を含む。）」を「被支配会社」に改め、同項第一号中「ロ、直系血族及び兄弟姉妹」を「次条第二項第一号において同じ。）その他の親族で、納税者と生計を一にし、又は納税者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「及び第二号」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第二条第十号（同族会社の定義）を「第六十七条第二項（特定同族会社の特別税率）に、「「同族会社」を「この項において「被支配会社」に、「前四号の一」を「前三号のいずれか」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「同族会社」を「被支配会社」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「同族会社」を「被支配会社」に、「第四号」を「第三号」に改め、同号を同項第六号とする。

第十四条の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条中「公共法人の」を削り、同条に次の一項を加える。

2　法第三十九条に規定する滞納者の親族その他滞納者と特殊な関係のある個人又は同族会社で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一　滞納者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹

二　前号に掲げる者以外の滞納者の親族で、滞納者と生計を一にし、又は滞納者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの

三　前二号に掲げる者以外の滞納者の使用人その他の個人で、滞納者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの

四　滞納者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）

五　滞納者が法人税法第二条第十号に規定する会社に該当する会社（以下この項において「同族会社」という。）である場合には、その判定の基礎となつた株主又は社員である個人及びその者と前各号のいずれかに該当する関係がある個人

六　滞納者を判定の基礎として同族会社に該当する会社

七　滞納者が同族会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員（これらの者と第一号から第四号までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

第二十四条第一項第三号並びに第二項第二号及び第三号中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第三項ただし書中「強制換価手続等があつた場合の」を削り、同条第四項中「譲渡担保財産の滞納処分」を「譲渡担保権者の物的納税責任」に、「第十三条第一項各号（納税者の特殊関係者の範囲）を「第十四条第二項各号（無償又は著しい低額の譲渡の範囲等）に改め、同条第五項中「第十三条第一項各号」を「第十四条第二項各号」に、「差し押える」を「差し押さえる」に改め、同条第六項中「差押についての準用規定」を「差押えの手続及び効力発生時期」に、「引渡」を「引渡し」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改める。

附　則

この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎